

資料編



## 資料編

### 1. 計画に関する条例、要綱

---

#### 東大阪市社会福祉審議会条例

平成 17 年 1 月 21 日東大阪市条例第 2 号  
改正

平成 26 年 6 月 30 日条例第 28 号

平成 29 年 3 月 31 日条例第 8 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づく社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関として、本市に東大阪市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(調査審議事項の特例)

第 2 条 審議会は、法第 12 条第 1 項の規定に基づき、児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議する。

2 審議会は、前項の事項のうち、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 25 条に規定する事項を、同条の幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関として調査審議する。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、当該臨時委員に係る特別の事項の調査審議が終了する時までとする。

(委員長の職務の代理)

第 4 条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上の者から審議すべき事項を示して招集の請求があったときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 臨時委員は、当該臨時委員に係る特別の事項について審議会が会議を開く場合には、前 2 項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第6条 審議会の専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 専門分科会ごとに専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員(民生委員審査専門分科会にあつては、委員)の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員又は臨時委員(民生委員審査専門分科会にあつては、委員)がその職務を代理する。

5 前条の規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2 この条例の施行後最初に行われる審議会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附則(平成26年6月30日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成29年3月31日条例第8号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

## 東大阪市社会福祉審議会規則

平成 17 年 1 月 31 日東大阪市規則第 1 号  
改正

平成 17 年 3 月 31 日規則第 27 号  
平成 24 年 3 月 29 日規則第 16 号  
平成 26 年 9 月 30 日規則第 51 号  
平成 29 年 3 月 31 日規則第 24 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東大阪市社会福祉審議会条例（平成 17 年東大阪市条例第 2 号）第 7 条の規定に基づき、東大阪市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第 2 条 専門分科会及びその調査審議する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
- (2) 障害者福祉専門分科会 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項
- (3) 高齢者福祉専門分科会 高齢者の福祉に関する事項
- (4) 児童福祉専門分科会 児童並びに母子及び父子の福祉並びに母子保健に関する事項

2 審議会は、前項各号に定める専門分科会のほか、必要に応じ、その他の専門分科会を置くことができる。

3 審議会は、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。以下この項において同じ。）の所管に属する専門事項について諮問を受けたときは、当該専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(審査部会)

第 3 条 審議会は、障害者福祉専門分科会に次の各号に掲げる審査部会を置く。

- (1) 視覚障害審査部会
- (2) 聴覚障害等審査部会
- (3) 肢体不自由審査部会
- (4) 内部障害審査部会
- (5) 更生医療機関審査部会

2 審議会は、前項第 1 号から第 4 号までに掲げる審査部会に身体障害者の障害の種別ごとに障害程度の審査に関する事項並びに身体障害者手帳に係る指定医の指定及び取消しに関する事項を、前項第 5 号に掲げる審査部会に更生医療を担当する医療機関の指定及び取消し並びに担当する医療の種類の変更に関する事項を、それぞれ調査審議させるものとする。

3 審査部会ごとに審査部会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

4 審査部会長は、会務を掌理する。

5 審査部会長に事故があるとき、又は審査部会長が欠けたときは、あらかじめ審査部会長の指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

(審査部会の会議)

第4条 審査部会の会議は、審査部会長が招集し、審査部会長がその議長となる。

2 審査部会の会議は、委員及び臨時委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 審査部会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、審査部会長の決するところによる。

4 審議会は、前条第2項に定める事項について諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日規則第27号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月29日規則第16号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年9月30日規則第51号) 抄

1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日規則第24号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

## 東大阪市子どもの貧困対策推進委員会設置要綱

### (目的)

第1条 子どもの貧困対策の推進に関する法律第4条に定める地方公共団体の責務に応じるために、地域の状況に応じた子どもの貧困対策の推進を目的として、東大阪市子どもの貧困対策推進委員会(以下「推進委員会」という)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子どもの貧困対策に関する調査研究及び検討に関すること。
- (2) 子どもの貧困対策事業にかかる施策推進に関すること。
- (3) その他、子どもの貧困対策事業の推進のために必要と認められること。

### (組織)

第3条 推進委員は、委員長、副委員長及び別表1の職にある者をもって組織する。

- 2 委員長は、子どもすこやか部を所管する副市長とする。
- 3 副委員長は、子どもすこやか部長とする。
- 4 推進委員会は、委員の過半数の出席を持って成立するものとする。

### (委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、推進委員会を統括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 推進委員会の会議は委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員長が必要と認めたときは、関係者に出席を求め、意見及び説明を聞くことができる。

### (ワーキングチーム)

第6条 推進委員会の所掌事務を具体的に検討するためワーキングチームを置き、座長、副座長及びワーキングチーム委員をもって組織する。

- 2 座長には、子どもすこやか部次長を、副座長には子ども家庭課長をもって充てる。
- 3 ワーキングチーム員は、別表2に掲げる者とする。
- 4 ワーキングチームは推進委員会の所掌事務について、委員を補佐する。
- 5 ワーキングチームは、必要に応じて座長が招集する。
- 6 ワーキングチームが必要と認めるときは、ワーキングチーム員以外の者に出席を求めることができる。
- 7 ワーキングチームにおいて検討を伴った事項については、推進委員会で報告する。

### (事務局)

第7条 推進委員会に事務局を置き、別表3に掲げる所属が担当する。

- 2 事務局は、推進委員会及びワーキングチームにおける検討のための資料作成の取りまとめ等、事前準備及び調整を行う。
- 3 推進委員会の庶務は、子どもすこやか部において処理する。

(その他)

第8条 この要綱の定めるもののほか、推進委員会及びワーキングチームの運営に関して必要な事項は委員長が定める。

附則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

## 2. 東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員名簿

◎会長 ○会長代理

(50音順、敬称略)

委員氏名	所属団体等
○井上 寿美	大阪大谷大学 教育学部 准教授
遠藤 加代子	東大阪市母子寡婦福祉会 副会長
勝山 真介	東大阪市社会福祉事業団 東大阪市立障害児者支援センター長
◎中川 千恵美	大阪人間科学大学 社会福祉学科 教授
福田 実加	連合東大阪地区協議会委員
森田 信司	東大阪市私立保育会 会長
山田 祥隆	東大阪市福祉施設会 会長
吉田 聖子	東大阪市議会議員

## 3. 計画の策定過程

東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会において、全4回の審議を行いました。


回数	開催日	内容
第1回	平成29年5月25日(木)	「(仮称)東大阪市子どもの貧困対策計画」策定について
第2回	平成29年7月20日(木)	アンケート調査の内容について
第3回	平成29年12月22日(金)	(1)「子どもの生活に関する実態調査」の集計結果について (2)(仮称)東大阪市子どもの貧困対策計画について
第4回	平成30年2月13日(火)	(仮称)東大阪市子どもの未来応援プラン素案の確認について





#### 4. 子どもに関する制度・相談窓口一覧（平成30年3月現在）

- 「★」が付いている事業は、お子さんからの相談にも応じています。
- QRコードには、各相談窓口や制度等を詳しく紹介している市のWebサイトのURLが記録されています。




##### ①教育センター教育相談

事業	事業内容(詳細)	場所	曜日	問い合わせ先	QRコード
来所相談	いろいろな課題を抱える子どもたちの養育や教育、発達に関わる来所相談を教育センターにて行っています。	教育センター	平日 土曜日(月2回)	06-6727-0113	
★ 電話相談 ★子どもの悩み	学習上の問題、進路の問題、友人関係、しつけ、親子関係、いじめ、不登校等、学校、園生活における子ども(主として幼児・児童・生徒)に関する悩みの電話相談を行っています。	教育センター	平日	06-6720-7867	
★ 110番 ★いじめ・悩み	子どものための相談窓口～ひとりではなやまないで！ ひとりにさせないよ～	教育センター	平日	06-6732-0110	


##### ②生活に困った時の相談窓口

事業	事業内容(詳細)	場所	曜日	問い合わせ先	QRコード
生活保護制度	病気になったり、職を失ったり、その他さまざまな事情で生活が苦しくなり、努力してもなお、生活ができないときに、世帯の生活を援助し、自立した生活を送れるように支援するための制度です。	各福祉事務所	平日	≪東福祉事務所≫ 072-988-6616 ≪中福祉事務所≫ 072-960-9271 ≪西福祉事務所≫ 06-6784-7696	
生活困窮者自立支援制度	生活にお困りの方の自立の支援に関する相談や就労支援、家計相談、多重債務相談等を行っています。また、離職中の方で、働く能力や意欲のある方のうち、住居を喪失している方または喪失するおそれのある方を対象として、住居費を支給するとともに、支援員による就労支援等を実施しています。	生活福祉室	平日	06-4309-3182	





③子どもに関する相談窓口

事業	事業内容(詳細)	場所	曜日	問い合わせ先	QRコード
家庭児童相談室	18歳未満の子どもと家族に関する相談全般に応じ、適切な窓口の紹介や継続的な相談・支援を行っています(児童虐待に関する市の通告窓口です)。	各福祉事務所	平日	≪東福祉事務所≫ 072-988-6619 ≪中福祉事務所≫ 072-960-9274 ≪西福祉事務所≫ 06-6784-7982	
子育て相談ダイヤル	子育てに関する悩み・18歳未満の子どもに関する相談に、休日・夜間を問わず24時間・365日いつでも、相談員が電話で応じています(必要に応じ東大阪市内の関係機関をご案内いたします)。	/		072-961-0178	
子ども家庭センター	子どもに関する養護相談(児童虐待等)、その他あらゆる問題について、家庭やその他からの相談に応じています。また、配偶者暴力相談支援センターを設置し、DV相談に応じています。	東大阪子ども家庭センター	平日	06-6721-1966 (東大阪市・八尾市・柏原市担当)	
東大阪 市立 障害児者 支援センター レピラ (基幹相談支援センター)	発達の遅れや、心身に障害のある子どもについての総合的な支援機関です。診療、療育、訓練等を行い、子どもの発達や障害に関する相談に応じています。	東大阪 市立 障害児者 支援センター レピラ (基幹相談支援センター)	平日	072-975-5708	
ひきこもり等子ども・若者支援事業	ひきこもりや不登校の状態にある16歳以上の子ども・若者およびその保護者を対象に、家族相談・本人相談、家族交流会、各種セミナー等を行っています。	くるみ 東大阪	月・火・水・金 (祝日除く) 10:00～ 16:00	06-6727-0535	

④その他相談窓口




事業	事業内容(詳細)	場所	曜日	問い合わせ先	QRコード
ソーシャルワーカー コミュニケーション	援護を必要とする高齢者や障害者、子育て中の親等に対して、見守りや課題の発見、相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎをするなど、要援護者の課題を解決するための援助を行っています。	福祉企画課  東大阪市 社会福祉協議会	平日	《福祉企画課》 06-4309-3181 《東大阪市社会福祉協議会》 06-6789-7201	

⑤各種手当・制度・奨学金について

事業	事業内容(詳細)	場所	曜日	問い合わせ先	QRコード
児童手当	児童手当は、中学校修了前(15歳到達後最初の年度末まで)の子どもを養育している父母その他の保護者に手当を支給する制度です。	国民年金課	平日	06-4309-3165	
就学援助制度	市立小・中学校に子どもを就学させることが経済的に困難な保護者に、学校の費用の一部を援助する制度です。 ※就学援助を受けるための申請書は、4月初旬に子ども一人に1枚、学校からお渡ししています。	学事課	平日	06-4309-3271	
奨学金	経済的な理由で修学が困難な方に対して、選考の上、無利子で奨学金をお貸しする制度です。 ※東大阪市が貸与する奨学金であり、日本学生支援機構等による奨学金とは異なります。卒業された後には、返還の義務が生じます。	学事課	平日	06-4309-3271	
子ども医療費 助成制度	中学校卒業までの子どもが、医療機関等で受診されたときに支払う保険診療の自己負担金の一部を助成する制度です。	医療助成課	平日	06-4309-3166	

⑥ひとり親家庭の方を対象とする制度、支援について

事業	事業内容(詳細)	場所	曜日	問い合わせ先	QRコード
母子・父子自立支援員	離婚前相談や修学・就職の問題、その他いろいろな身の上相談に応じることができる専門の職員として、各福祉事務所および本庁舎に配置しています。	各福祉事務所 子ども家庭課	平日	≪東福祉事務所≫ 072-988-6619 ≪中福祉事務所≫ 072-960-9274 ≪西福祉事務所≫ 06-6784-7982 ≪子ども家庭課≫ 06-4309-3194	
福祉資金の貸付 母子・父子・寡婦	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の方等を対象として、修学資金、就学支度資金、修業資金、技能習得資金等を貸付する制度です。 ※貸付金には、有利子・無利子のものがあります。	各福祉事務所	平日	≪東福祉事務所≫ 072-988-6619 ≪中福祉事務所≫ 072-960-9274 ≪西福祉事務所≫ 06-6784-7982	
の法律相談 ひとり親家庭	法律に関することや、専門的な相談に対応するために本庁舎にて弁護士相談を実施します。相談は無料です。	子ども家庭課	月1回	06-4309-3194	
給付金等事業 高等職業訓練促進	市が指定する就職に有利な資格、経済的自立に効果的な資格の取得を目指す際に、訓練期間中の生活の負担軽減のため、高等職業訓練促進給付金を支給しています。 また、養成機関への入学時における負担を考慮し、高等職業訓練修了支援給付金を修了後に支給しています。 ※受講前の事前相談・申請が必要です。	各福祉事務所 子ども家庭課	平日	≪東福祉事務所≫ 072-988-6619 ≪中福祉事務所≫ 072-960-9274 ≪西福祉事務所≫ 06-6784-7982 ≪子ども家庭課≫ 06-4309-3194	
給付金事業 自立支援教育訓練	就職に結びつく可能性の高いと思われる指定した講座(教育訓練給付講座)を受講した場合に、受講料の6割相当額(上限20万円)を支給しています。 ※受講前の事前相談・申請が必要です。				

<p>高等学校卒業程度認定試験 合格支援事業</p>	<p>ひとり親家庭の学び直しを支援するため、高校を卒業していない(中退を含む)ひとり親家庭の親及び児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し、試験合格のための対策講座等を受講した場合に、受講費用の軽減のために給付金を支給します。 ※受講前の事前相談・申請が必要です。</p>	<p>各福祉事務所 子ども家庭課</p>	<p>平日</p>	<p>《東福祉事務所》 072-988-6619 《中福祉事務所》 072-960-9274 《西福祉事務所》 06-6784-7982 《子ども家庭課》 06-4309-3194</p>	
<p>児童扶養手当</p>	<p>父母の離婚等で、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。</p>	<p>国民年金課</p>	<p>平日</p>	<p>06-4309-3165</p>	
<p>ひとり親家庭医療費 助成制度</p>	<p>児童扶養手当、遺族年金等を受けている、もしくはそれに準ずる基準を満たすひとり親家庭(父、母または養育者とその子)の方が、医療機関等で受診されたときに支払う保険診療の自己負担金の一部を助成する制度です。</p>	<p>医療助成課</p>	<p>平日</p>	<p>06-4309-3166</p>	

東大阪市子どもの未来応援プラン～未来への道しるべ～

発行日 平成 30 年 3 月

発行 東大阪市子どもすこやか部子ども家庭課

〒577-8521 大阪府東大阪市荒本北一丁目 1-1

TEL 06-4309-3194 FAX 06-4309-3817

E-mail:kodomokatei@city.higashiosaka.lg.jp

